

2025年度

第2回愛知県障害者施策審議会

会議録

2025年12月18日(木)

愛知県障害者施策審議会



# 2025年度 第2回愛知県障害者施策審議会 会議録

## 1 日時

2025年12月18日(木) 午後2時から午後4時まで

## 2 場所

愛知県庁本庁舎6階 正庁

## 3 出席者

浅野委員、榎本委員、大瀧委員、柏倉委員、加藤委員、黒川委員、重松委員、鈴木委員、世良委員、内藤委員、永田委員(会長)、中村委員、野々下委員、古家委員

(事務局)

障害福祉課長 ほか

## 4 開会

障害福祉課 井上担当課長

それでは定刻になりましたので、ただいまから、2025年度第2回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

私は、障害福祉課担当課長の井上と申します。議事に入るまで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

着座にて失礼いたします。

それでは初めに、開催にあたりまして、障害福祉課長からご挨拶申し上げます。

## 5 課長挨拶

障害福祉課 今宮課長

皆さんこんにちは。愛知県障害福祉課長の今宮と申します。

どうぞよろしくお願いたします。

本来であれば、福祉局長からご挨拶申し上げるところでございますが、あいにく、本日議会の閉会日でございますが、予定よりも議会が長引いております、続いておりますので、福祉局長、福祉部長が出席をすることができません。

従いまして、課長の私から、代わりにご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、2025年度第2回愛知県障害者施策審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の障害者施策の推進に、格別のご理解とご支援をいただいておりますことに、改めて御礼申し上げます。

はじめに、ここで皆様に誠に残念なご報告がございます。

長きに渡り本審議会の委員をおつとめいただきました、愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋美絵委員が、去る8月に御逝去されました。高橋委員には、本県の障害福祉の推進に多大なるご指導を賜りましたことに心より感謝申し上げますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

さて、この審議会は、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議するため、障害者基本法に基づき設置している審議会でございます。年度内に3回実施する予定をしており、本日は第2回目の開催となります。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、次第にありますように、議題が1件と、報告事項が1件ございます。議題の「パーキング・パーミット制度」に関しましては、前回の審議会から引き続き、本県の制度案について、ご審議をお願いいたします。また、報告事項では、強度行動障害の状態にある人への支援について、ご報告をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜り、有意義な会議にさせていただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

## 6 出席者紹介

障害福祉課 井上担当課長

次に、出席者の皆様のご紹介でございますが、時間の都合がございますので、出席者名簿の配布により代えさせていただきますと思います。

なお、高橋委員の後任には、10月3日付で愛知県重度障害者団体連絡協議会会長代行の中野まこ様が新たに委員に就任されておりますので、ご報告いたします。

## 7 定足数確認

障害福祉課 井上担当課長

次に、定足数の確認であります。

本日は委員数20名のうち過半数以上の14名が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条第3項の規定により、当審議会は有効に成立しております。

## 8 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

障害福祉課 井上担当課長

本日の会議は愛知県障害者施策審議会運営要領第2条第1項ただし書きの要件に当たらないため、公開しております。

資料並びに会議録は、後日、本県のウェブページで公開いたしますので、ご承知おきください。

本日の傍聴者はお見えになりません。

## 9 資料確認等

障害福祉課 井上担当課長

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第、出席者名簿、配席図、愛知県障害者施策審議会条例、運営要領でございます。続いて資料1、資料2でございます。資料の不足等ありましたらお申し出いただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

## 10 手話通訳に伴うお願い

障害福祉課 井上担当課長

それでは進行させていただきますが、委員の皆様をお願いを申し上げます。

本日の会議は、手話通訳の方にご協力をいただきながら進行して参りますので、各委員におかれましては、発言の際にはマイクをご利用いただき、ゆっくりと大きな声でお名前とご所属に続けてご発言いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては、永田会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

## 11 永田会長挨拶

永田会長

皆様、こんにちは。

本日はお忙しい中、愛知県障害者施策審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

先ほど障害福祉課長のお話からありましたように、本審議会の委員を長くつとめていただきました高橋美絵委員が急逝されたというふうに私の方もご報告を受けました。

これまでのご活躍いただいたことに感謝申し上げるとともに、改めて心より冥福をお祈りしたいというふうに思います。

この場ではありますが、長く皆様と一緒に活動されてきた委員の方ということもありますので、もしよければ一緒に黙祷をささげさせていただきたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

では、起立できる方は起立していただき、そのまま着座の方は着座のまま構わないかというふうに思いますが、黙祷の方を捧げさせていただければというふうに思います。

では、黙祷。

ありがとうございました。

では、挨拶の方もこれも着座にて失礼させていただきます。

この会は、障害がある方のために愛知県が立てる計画や実際に行っている事業が、今よりもっと良くなるように、各議題について審議をしていくものになっております。

委員の皆様方は日頃からそれぞれのお立場で、愛知県の障害施策に携わっておられることかと思っております。この会議を通じて障害施策をよりよいものと、さらに検討していきたいというふうに思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

さて、本日は先ほど障害福祉課長のご挨拶にもありましたとおり、この後の議題は1件、報告事項は1件を予定させていただいております。

円滑に会議を進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

限られた時間ではありますが、積極的に、また要点を絞ってご発言をお願いできればと思っております。

委員の皆様方は、言葉や内容について、お分かりになりにくいことがあれば手を挙げるなどしていただき、ご質問いただければと思います。

そしてご遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願いし、簡単ではありますが始めの挨拶とさせていただきます。

## 12 議事録署名者指名

永田会長

それではまず最初に、運営要領の第2条第5項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名させていただくことになっております。

私の方から指名したいと思います。

今回は大瀧委員と加藤委員にお願いできればというふうに思っております。

それではよろしく願いいたします。

## 13 連絡事項

永田会長

では、次第に沿って議事を進めて参りますが、本日の会議の終了時刻は午後3時を予定しておりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

それでは議題の1番目、パーキング・パーミット制度について審議をさせていただきます。

では、事務局より説明をお願いいたします。

## 14 議題 パーキング・パーミット制度について

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

障害福祉課 業務・調整グループの木村と申します。

議題(1)パーキング・パーミット制度について、説明をさせていただきます。

本制度につきましては、全国的に制度の導入が進んでいるという状況を踏まえ、本県では車いすマークの駐車区画の適正利用に向けた普及啓発のほか、主要府県等の制度実施状況等の調査を実施し、制度の導入について検討を進めてきたところですが、この度、令和8年6月からパーキング・パーミット制度を開始することを決定いたしました。来年度の制度開始に向け、来年の3月までに、制度の広報啓発の実施や利用証等の関連物品の作成、事務局の開設を予定しております。

本日の審議会では、本県における制度の実施方法や交付対象者の案について報告をさせていただき、皆様からご意見をお伺いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、資料Ⅰ 制度の内容 (1)目的 についてご覧ください。

本制度は、障害のある方など歩行が困難な方に対して専用の駐車区画を利用できる利用証を交付することにより、対象者を明確にし、当該駐車区画の適正利用を図ることを目的とするものです。

次に、(2)利用対象者例 をご覧ください。

利用証交付の対象となる方につきましては、「区分」に記載しておりますとおり、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、要介護者、妊産婦、その他けが人等のうち一定の要件を満たす方が対象となります。

本県の交付要件案は、他府県で設定されている交付要件を原則包含する形で設定することを検討しております。交付要件や、利用証申請の際の必要書類、有効期間につきましては、別紙に詳細を記載しておりますので、ご覧ください。

まず、身体障害のある方につきましては、視覚障害は4級以上、聴覚障害は3級以上、平衡機能障害は5級以上、肢体不自由のうち、上肢は2級以上、下肢は6級以上、体幹は5級以上、脳原性運動機能障害のうち上肢機能は2級以上、移動機能は6級以上、内部障害のうち、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能は4級以上の方が対象となります。

申請に必要な書類は、身体障害者手帳の写し、利用証の有効期間は無期限といたします。

次に、知的障害のある方につきましては、療育手帳の障害の程度欄が「A」の方、名古屋市の方は愛護手帳「1・2度」の方が対象となります。

申請に必要な書類は、療育手帳・愛護手帳の写し、利用証の有効期間は無期限といたします。

次に、精神障害のある方につきましては、精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」の方が対象となります。

申請に必要な書類は、精神障害者保健福祉手帳の写し、利用証の有効期間は無期限といたします。

次に、難病の方につきましては、特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療費受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者等の方が対象となります。

申請に必要な書類は、特定医療費受給者証等の各種受給者証の写し、利用証の有効期間は無期限といたします。

次に、要介護者の方につきましては、要介護状態区分が「要介護1～5」の方が対象となります。

申請に必要な書類は、介護保険被保険者証の写し、利用証の有効期間は無期限といたします。

次に、妊産婦の方につきましては、母子健康手帳を取得された方が対象となります。申請に必要な書類は、母子健康手帳及び身分証明書の写し、利用証の有効期間は、手帳取得時から子が満2歳に達する日まで、多胎児の場合には満3歳に達する日までといたします。

最後に、けが人・その他の方につきましては、けが等により一時的に移動の配慮が必要と認められる方が対象となります。

申請に必要な書類は、医師の診断書・意見書等及び身分証明書、車いすの常時使用等を必要とする者にあつては、その旨を証明する書類を提出していただきます。

有効期間は、原則1年以内の必要と認める期間といたします。次に、(3)制度の対象となる専用駐車区画（障害者等用専用駐車区画）をご覧ください。

制度の実施にあたっては、①バリアフリー法等に基づく幅員3.5m以上の駐車区画及び②障害のある方など歩行が困難な方の専用の駐車区画として任意に設置いただく区画を対象の専用駐車区画といたします。

①が、これまで車いすマークのある駐車区画とされていたものです。②は事業者において任意に設置していただくものであるため、①の駐車区画とは異なり、幅の規定はありません。必ずしも広い駐車区画幅を必要としない方、車いすを使用されない制度対象者に優先的に使用していただくことを想定しております。

なお、②については、他府県では「思いやり区画」「プラスワン区画」といった名称で①と使い分けられておりますが、調査で多かった「プラスワン区画」の名称で提案をさせていただきます。

また、現在、パーキング・パーミット制度を既に導入している44府県と本県で相互利用協定を締結することで、本県の利用証を他府県の障害者等用専用駐車区画で利用することが可能となると同時に、他府県の利用証を本県の駐車区画で利用していただくことも可能となる予定です。

続きまして、2 申請手続き等について（1）利用証の申請等について をご覧ください。申請方法は、郵送又は電子の2種類で受け付けをさせていただく予定です。

郵送による申請の場合は、申請書、確認書類の写し、返信用切手を同封していただき、県の事務局あてに郵送していただきます。

電子による申請の場合は、県の「あいち電子申請・届出システム」により申請を行っていただき、返信用切手は別途県の事務局あてに郵送していただくこととなります。

申請受付後は、県で内容を審査の上、事務局から利用証を郵送により交付いたします。

また、利用証は、自動車のルームミラーに引っ掛けることが可能な形状を予定しておりますので、対象の専

用駐車区画を使用する際に外部から確認することができるように掲示していただくことを想定しております。

なお、利用証は、アジア・アジアパラ競技大会のマスコットキャラクターであるホノホン、ウズミンをデザインに使用する予定です。

次に、(2) 障害者等用専用駐車区画の登録等について をご覧ください。

駐車区画をもつ事業者からの届出についても、利用証の申請と同様に、郵送又は電子により受け付けいたします。

届出内容確認後は、事務局から駐車区画標示用ステッカーを郵送します。このステッカーは、施設利用者に対し対象駐車区画であることを分かりやすく示すため、各事業者においてカラーコーンに貼付し活用いただくことを想定しております。

また、県のウェブサイトにて届出のあった施設名や駐車区画の台数等を掲載し、さらなる利便性の向上に努めます。

次に、(3) 県事務局の設置について をご覧ください。

事務局では、制度に関する問合せ対応や、先にご説明した利用証の申請手続き、駐車区画の届出手続きを受け付けいたします。令和8年3月に事務局を開設し、制度に関する問合せ対応を開始した後、4月から申請・届出の受付を開始させていただく予定です。

最後に、3 制度導入スケジュール をご覧ください。

令和8年2月に、制度案内のためのリーフレット・ポスター等を市町村役場や事業者に対し配布し、事務局の住所や電話番号等について周知させていただいた後、3月から県が設置した事務局にて、制度に関する問合せ対応を開始いたします。

そして、来年度の4月から、県民の方からの利用証申請の受付や、事業者からの対象駐車区画届出の受付を開始いたします。

申請に関しては順次審査を行い、6月の制度開始に向け、5月末頃から利用証を交付する予定です。

本年3月の当審議会でもご報告しました、2013年度時点でのパーキング・パーミット制度に関する調査において、制度の普及啓発及びマナーの観点からも意識啓発が大事であるとのご意見をいただいております。既に、県と包括連携協定を締結いただいている事業者様に対しては、直接制度を案内するとともに、広報啓発などを含めた協力をお願いしているところです。

県が実施する広報あいちの活用など、直接制度に関係しない多くの県民の皆様にも広く周知することで、本制度の理解を深めていただくよう努めてまいります。

本県における制度の実施方法や交付対象者の案について、説明は以上となります。

来年度は、本県でアジア・アジアパラ競技大会も開催され、多くの障害のある方の車移動が見込まれます。本県では、既に他府県で設定されている利用証交付対象となる範囲等を網羅するなど、より良い内容での制度設計を検討しているところですが、本日いただくご意見も参考にさせていただきながら、引き続き制度設計を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

永田会長

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局からの説明に関しまして、ご意見やご質問等があればお願いいたします。

いかがでしょうか。では、重松委員よろしくお願いたします。

重松委員

愛知県難病団体連合会の重松と申します。

まずですね、難病患者の対象を考えていただきまして、ありがとうございます。

この中で、特定医療費の受給者、小児慢性特定疾病の医療費の受給者など、皆、医療費の受給者のみが対象となっております。

現在、令和6年4月1日から指定難病登録者証という制度ができております。福祉や就労等の各種支援を円滑に利用できるように、指定難病に罹患していることを証明する登録者証です。

これをお持ちの方は、全くここに入っていないということに関しては、ちょっともちろん、歩行が困難な方というくりはあるにしても、受給者証の場合は、医療的に重症度の判定を受けているという方であって、歩行が困難であるかないかという観点で、受給者証が発行されているわけではない。となれば、登録者証をお持ちの方でも歩行の困難な方というのは必ずいらっしゃるはずなんです。

ですので、初めからその登録者証というものがあるにもかかわらず、その制度が令和6年から、まだできたばかりですけれども、できたにもかかわらず、その方々が全く対象外というのは、私としてはもう一度お考え直しいただきたいなというふうに思います。

永田会長

はい、ありがとうございました。等ということで、かなり広く入れる予定だというふうにお聞きしておりますが、多分書かれてるか書かれてないかでメッセージ性も変わってくるかと思えます。

そのあたり事務局の方いかがでしょうか。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

事務局から説明させていただきます。

今、会長からも一言ありましたけれども、受給者証等という部分につきましては、委員のご発言にありました、指定難病登録者証のことを想定したようなものになっております。

また、登録者証等でなくても、場合によっては診断書等において、歩行が困難ということを証明していただくような方もあると聞いております。

また、他県様の方で、この新しい登録者証のことがなかなか制度上に盛り込まれていないという状況等もございまして、今現在の書き方は、このような書き方をさせていただいておりますけれども、今のご意見を踏まえまして、制度上の記載につきましても、例示していくことが可能かどうか、検討して参りたいと考えております。

永田会長

ありがとうございます。

表記があるかないかでメッセージ性が全く変わってくるものとなると思いますので、ご検討のほどよろしくお願いたします。

では続いて黒川委員、よろしくお願いたします。

黒川委員

愛知県精神障害者家族会連合会の黒川と申します。

このパーキング・パーミット制度の導入につきまして、この添付資料の、別紙に書かれてあります対象者の等級の件で、ちょっとお願があります。

身体等、大体状況が周囲から判断できる病気の症状につきましては、私は大変この区分けについていいと思うんですが、精神の場合には、皆さんご存じのように、目で見えない障害というふうに言われております。

そのために、この駐車場での車の運転等について、やっぱり障害の特性に配慮した等級・区分けをお願いしたいというふうに思っております。

その中の2つとしまして、精神障害者1級を対象とするというふうに書かれておりますが、精神障害の1級とは何ぞやと申し上げますと、ほとんど大変重度で、心身耗弱の状態がずっと続いてなかなか難治療性であるというような状態が言えます。

で、その方が全体の中でどのぐらいの比率になってるかといいますと、別途の資料にも見る事ができると思いますけれども、大体2割ぐらいが1級の状態の方になります。

その方々は、多くは病院に入院していると。家庭で親が抱え込むことすらできないというような状態が現実だと思います。

では、もう一つ、2級っていうのはどうなのかと。2級は外されておりますけど、全体3級までありますけど、2級の方々は、何とか障害を乗り越えて社会に参加しようということで、いわゆる医療手段、つまり、この作業場に通おうとか、あるいは就労移行支援に通おうとかいうようなことが大変重要になって参ります。その支援がまた必要であります。

ところが一方で、精神の場合の特性として、公共交通機関といいますか、バスとか電車に乗りますと、その中での人との触れ合い、ぶつかり合い等によるストレスによって問題が大変生じやすい。そしてそういうことを多く経験しているために、そういう公共交通機関を避ける傾向があります。避けざるを得ない傾向があります。

というようなことで、2級の人の移動手段っていうのが、やっぱり車、多く使われて、先ほど言われたような作業場等に通って、ゆくゆく将来の社会参加に努力をしようということになっておりますので、この1級以上という、精神障害者に対する1級以上という査定をです、2級までに拡大していただきたいというのが、私ども、精神障害者家族会のお願いであり要望であります。以上です。

永田会長

貴重な意見ありがとうございました。

精神障害の方がこのパーキング・パーミット制度を活用しようということを考えてときに、2級の方が一番活用する可能性が高いのではないかとということで、要件を広げていただけないかという大変貴重なご意見だったかと思えます。

事務局の方、多分おそらく他県の様子を見ながら、要件決めていただいていると思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

今、黒川委員ご指摘のありました、精神障害者に対する制度の対象者のことでございます。

私どもの調査の段階です、精神障害の方に対する手帳等級ですべて区切っていただいておりますけれども、2級以上としておる主要府県は、今のところ1県のみ確認をしております。

実はこの2級以上とされている県にもヒアリングをさせていただいたんですけれども、ちょっと制度導入から時間が経っているため、経緯まではよくわからないということだったんですが、改めてです、今委員がおっしゃられました、社会参加に関わる部分でどのような利用や移動をされているかということにつきましても、またヒアリング等をさせていただければと考えております。ありがとうございます。

永田会長

ありがとうございました。他県に先駆けてということも、もしかしたら制度を活用いただけるのかということところにも関わってくるかと思しますので、また家族団体ともご相談しながら検討していただければというふうに思っていますのでよろしくお願いいたします。

他、ご意見いかがでしょうか。

では順番に行かせていただきます。加藤委員よろしくお願いいたします。

加藤委員

身体障害者福祉団体連合会の加藤勝です。よろしくお願いいたします。

まずそもそも、このパーキング・パーミットの制度についてですけど、従来障害者専用の駐車場っていうのは実際あるわけですし、それがうまく活用できないということで多分できたのかな、これから作っていくのかなというふうに思っております。

それで1つ質問はですね、先ほど基準が別紙に示されておりますけど、これについては相互利用をこれから有効にするということの説明がございました。

この基準を作るときに、これ44の府県っていうんですかね、それを参考にして、この基準を作られたかどうかをちょっと確認したいと思います。お願いします。

永田会長

はい、他の都道府県との兼ね合いでの、検討のプロセスについてのご確認だったかと思えます。

事務局の方からお願いいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

はい、今、ご質問いただきました、身体障害者手帳を所持されている方の交付要件など、細かい要件については、他府県を参考にして設定をさせていただいてるものでございます。

永田会長

よろしかったでしょうか。ありがとうございます。

では、こちらも手が挙がってたかと思うので、内藤委員からお願いいたします。

内藤委員

愛知県重症心身障害児者を守る会、内藤です。

この制度、高橋さんもすごく心配されていた制度で、車椅子を利用され、子供たちとかが、この広いスペースの車椅子用の駐車場でないといけない車両に乗っている福祉車両を利用して、今でもこの車椅子の駐車場が空いてなくて止められなくて、広いところに一旦子供たちを降ろして止め直すというようなことをやっている状況の中で、駐車場の整備がどのぐらい進むかわからないのに、対象の方がこれだけ広がってしまうっていうのは、とっても困る状況になるのではないかというふうにちょっと私たちの団体は考えています。

で、歩行が困難な方っていうふうには書かれてはいますが、実際歩行困難ではない方も、この中には内部障害の方とかで、対象になっているかと思いますが、歩行が困難な状況の時には使っていただいてもいいと思うんですが、広いスペースではないと使えない車椅子ユーザーが使えなくなるのはとっても困る状況になります

ので、どうしたらいいかっていうと、知的障害の方たちは、お子さんが例えば多動とかでバーンと車のドアをあけてしまったりで、すごく困っている意見を聞きまして、そういうこともあるんだなってことがあるので、身体障害・知的障害は無期限でもいいんですけど、精神の方ですと、もしかして改善する可能性もあるのではないかと、要介護の方も無期限というのがちょっと、これは一旦出してしまうと、どの方でもどうぞという形になってしまって、止められなくなってしまったら困ってしまうので、一旦ちょっと有期限という形でやってみて、それから駐車場の整備をもっと進めていかなければいけないので、各民間の駐車場を、お店とかで駐車場で広くなくてもいいから、思いやり駐車場ですとか、譲り合い駐車場がもう少し整備してくることを進捗を見ながら、対象の方を増やしたりとか、期限を延長していくとか、一気にこれを進めてしまうと、実際車椅子ユーザーは困ってしまう状況になるので、もう少しちょっと考えていただきたいなっていうふうに思っています。

利用証は、他県の埼玉とか大阪を見ますと、車椅子用の利用者証と、歩ける妊婦さんとか高齢者の方を種類を分けているところもありますので、ちょっとどうしても広いスペースじゃないと困る車椅子の方の利用証と、歩行に困難はあるけどそこまでスペースが必要ではない方の利用証を分けるような形でお願ひしたいです。

駐車場の整備については、アジパラの競技会場の方がいろいろ整備されていると思うんですけど、この駐車場については、どのように整備されているか、お伺ひしたいです。

永田会長

はい、ありがとうございます。

今回バリアフリーで、もうすでに整備されているものにプラスして、通常のスペースの駐車場を確保いただくように各企業の方、団体の方に交渉していただいているというふうに聞いておりますので、今回対象が増えたことで、バリアフリー法によって今、身体障害者のスペースとして確保しているものが、直ちにそこが利用されるということではないというふうな制度設計だというふうには理解はしています。

かなり広い形で、愛知県の制度を作っていただいています。どのぐらいでどれだけスペースが確保できるかというところは、今後進捗をみながらということではあるかというふうに思いますが、私も十分把握できていないところもありますので、事務局の方から説明のほうをお願いできればというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

まず、今ご意見をいただいた部分でございます。

例えば、今無期限となっている有効期間のところにつきまして、段階的なことができないかどうかということのご意見です。

他県様の方の制度導入の状況等を聞いていたところなんですけれども、今のところ、段階的に導入したという経緯のあるところが、我々の調査の限りはございませんでした。我々としても一旦、すべて無期限ということで提案はさせていただいております。

改めて、段階的に導入している府県さん等がなかったかどうか、確認をしたいと考えております。

また、広い車椅子、いわゆるバリアフリー法等に基づく3.5メートル幅の駐車区画のことでございます。

こちらにつきましても、利用者の方が増えたらそちらの方が圧迫されてしまうんじゃないかというご心配ということで、ご意見をいただきました。

こちらにつきましても、他県の先行導入の事例を聞いておるんですけれども、実はそれほど今おっしゃったようなご意見で問題になってるということが、直接的には伺っておりませんでした。

というのは、決してうまくいってるかどうかということではなくて、もちろん我々からも、この利用証を交付させ

ていただくとき、また、申請をいただくとき、今、その申請書の様式等も今検討中でございますけれども、今委員がおっしゃいました、広いスペースが必要な方は、その広いスペースに停めていただくこと、こちらにつきましても周知徹底を図って参りたいと考えております。

また、お話にありました部分で、段階的に導入できるかどうか等も含めまして、ちょっと改めて検討させていただきたいと考えております。また、他府県等にもヒアリングをさせていただこうと考えております。以上です。

永田会長

はい。よろしく願いいたします。

多分今までも、十分に利用できなかった方がいらっしゃるという状況の中で進めていくことにもなりますので、そのあたり検討いただきながら進めていただければと思います。

内藤委員、貴重な意見ありがとうございました。

では世良委員、よろしく願いいたします。

世良委員

公募委員の世良と申します。本務は名古屋文理大学で客員教授を務めております。

本日はいくつか質問、意見言いたいことがありますが、今、内藤委員のご質問で、かなり解決をした部分もあるのですが、あえて申し上げますが、実は3週間ないし4週間前に県庁の方からご連絡いただいて、2週間ほど前に、お2人の方が私の職場まで見えて、レクチャーなのか、ヒアリングなのかよくわかりません。いろいろ意見を申し上げた、質問申し上げたんですが、残念ながら今日の説明に全く反映されてませんでした。

今の無期限の問題もそうですし、それから区画が少ない問題についても意見申し上げたのですが、はっきり言って何のために見えたのか、時間のむだ遣い、双方にですね。という、非常に厳しいことを言わざるをえない今状況にあります。

おそらくその時におっしゃったのは、メールにも書いてあったんですけど、前回の会議で、罰則を設けたらどうかという発言をしました。

それはできないということをおっしゃったのは確かですけども、それは会議で発言したことでですので、今日この会議で、きちんと検討した結果、それはできませんでしたという報告をいただくべきであって、それが議事録に載るわけですから、非常にこれは不本意なご回答をいただいたというふうに思っております。という前提で、3つほど、申し上げます。

まず無期限の問題。これは私も同意見でして、もうちょっと具体的に言うと、例えば、住所移転で他県に移動される場合もありますし、当然人間ですから誰でも私も含めてですね、逝去することもあります。

ちょっと時間がかかるのでなるべく簡単に。

永田会長

先ほどの事前にお聞きいただいた回答の部分は後で事務局の方から回答いただければと思いますので、後の3点目の方、お伝えいただければと。

世良委員

はい。ポイントだけいきます。

無期限の場合、やはり数量管理できないんでないかと。年に1回手続きするのがわずらわしいからということもあると思うんですが、やはりきちっと管理すべきではないかというのが1つ目です。

2つ目。区画は、民間が設置する場合、補助金が出るのかという質問をしました。それはないという話でした。やはり、大企業でおそらく、社会貢献しようという会社であればすぐ設けてくれるでしょうけども、今物価高で苦勞している中小零細企業で、すぐ作ってくれると思いません。そういう意味においても、絵に書いた餅になるんじゃないかって。

もうちょっとははっきり言うと、パラリンピックが来年あるから、何か慌てて作ってるようにしか、県民の目から見えないということを申し上げました。これはかなり嫌みっぽく申し上げたところもあるんですが、実にそう思います。

最後に、1番大事な質問なんですけども、3番の導入スケジュールで、ポスター等配布と、これどこで配布するんですかって質問しました。市役所や区役所等の福祉窓口で配るんだと、該当者に知らしめるんだと。それぞれ大事でしょう。

でも、この問題は、1番最初に問題となったのは、他の県でも実効性がないという資料が出ていました。

であれば、当然該当者に知らしめたとしても、その場所を知ってる人がいなければ実効性ないのは当たり前です。

実際ヘルプマークであるとか、白杖ついてる方がバスに乗ってきてもなかなか席を譲ってもらえないっていう現状がある中で、これ当然に広報するのは、福祉の皆様ね、条件に該当する皆様だけじゃなくて、むしろ健全者にはっきり知らしめる。

例えば車の運転免許の更新は何年に1回行くわけですから、必ずそこで、これは県の警察本部の管轄ですから、できると思うんですね。

利用する方じゃなくて、周りの人がきちんと場所を空けてあげるというマインドを育てなければ、絵にかいた餅になるだけ、パラリンピックやるから何か取ってつけたようなものになるんじゃないかと、と言いたくなってしまいます。

罰則を設けることが、私の最終意見ではありません。皆さんが、気持ちよく使えるようにするっていうマインドをもう少しきちんと入れていただきたいと思います。

ちょっと早口ですいません。以上です。

永田会長

ありがとうございました。

期限の件、スペースの確保の件、啓蒙の件で3点ご意見をいただいたかというふうに思います。いくつか事前にご質問いただいたことも、回答が不十分ではなかったかというふうなご指摘もあったかと思います。

改めて事務局の方から回答できる範囲でお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

まず、期限につきましてです。先ほども基本的には無期限、妊産婦やけが人の方につきましては、期限を設けるという形で提案をさせていただきました。

他県におかれましても、有効期限ありで利用証を発行されてる場合におかれましても、2年に1回ということではなく、最長5年という期間でやっておられました。

また、その5年という期間においてですね、無期限でやってる場合と比べてどうなんでしょうかというようなヒアリングをさせていただいておるところでございます。

やはり行政側の手続きそのものに加えまして、申請される側の手続きも入って参ります。有効期限を設ける

ということは、それが過ぎてしまえば、使えなくなるということでもございますので、その点につきましても、事務局といたしましては、考慮した上で一旦は今無期限という提案をさせていただいたところではございます。

2点目、区画についての問題でございます。補助金についてということでもございますが、このパーキング・パーミット制度そのものがですね、やはり、皆さんの思いやりですとか、マナーに基づいて行われているものとなっております。

先ほど内藤委員からお話がありました、幅広の駐車区画を整備するという点に関しましては、やはり費用等も含めてですね、事業者の皆様にもお手をいただくことになるかと思っております。

ただ、今回提案させていただいております、先ほど資料の中にありますが、プラスワン区画と言われる、現行の駐車区画を使って整備していただく点に関しましては、我々の方で作成させていただくステッカーを使ってカラーコーンに貼り付けしていただくような形ありますと、大幅な費用という形がかかるという形ではなく、整備を進めていただけるのではないかと考えたところでございます。

3点目でございます。対象者以外の方への広報啓発ということでもございます。

先ほどの説明の中でも少し申し上げましたが、包括連携協定を締結していただいている事業者様を通じてですね、広報啓発などを含めた協力をお願いしているところでございます。

また、広報あいちの活用なども通じて、多くの県民の皆様にも広く周知するということ、引き続き対応させていただきたいと考えております。以上です。

永田会長

ありがとうございました。柏倉委員よろしく願いいたします。

柏倉委員

今、お2人の委員の発言を聞いていて、ちょっと私もいろいろと調べてみたんですけども、諸外国ではですね、罰則を取るのあたり前になっておりますね。例えばアメリカでは州ごとに、4万円から7万5千円ぐらいですね。スペインでは3万円ぐらい。アイルランドはひどい場合は40万円罰金と。もう障害者の、その枠に勝手に停めるということは非常に厳しく罰するという点で、お金を取ってない国でも、担当企業なり、あるいは駐車場の関係者らが常時巡回をして、厳しくですね、管理をするということをやっています。

これすぐにね、日本でっていうことではないんだけど、世良委員がおっしゃってることは全然国際的にはあたり前のことだということなんです。

それから内藤委員がおっしゃったことに関連すると、自治体によってはやはり、車椅子の方の優先度っていうの非常に高いので、こんなふう大きく広げちゃうと、もう該当者がいっぱい入ってしまって、もうすぐ埋まっちゃうわけですね。で、本当に使えた人が使えないということが今問題になってます。

解決策の1つとして、車椅子利用者専用駐車場っていうのを作る。それからもう1つ、優先もしくは思いやり駐車場っていうのを作って、プライオリティの順位を明確にするという対策をとってるところがありますので、本県におかれましても、もう少しきめの細かいですね、対応をしないと、必要な人って多いもんですから、でもその中でも優先度っていうのを見ていかないといけないのかなというふうに思います。以上です。

永田会長

では、野々下委員よろしく願いいたします。

## 野々下委員

愛知県セルフセンターの野々下と申します。よろしくお願いたします。

まず内藤委員とか柏倉先生もそうですけどおっしゃってた、啓発をすればするほど、分母が増えていくので、課題が大きくなるかなというのがまず第1の感想です。

活用方法についての議論をもう少ししたほうがいいかなっていうのもありまして、やっぱり駐車スペースというのは限りがあって、お店のおそらく近く、付近っていうのが多いんですよね。

ですので、悪用されるっていうのがすごくあるような場所にあります。

私、福祉の仕事をしてから、駐車スペースで観察するのは何か趣味になってるところもありまして、港のカインズの2階がブックオフというところがありまして、大きな荷物をお売りするご家族さんはあそこを平気で使われるってことが多いわけです。入口の近くですので。

ですので、長時間滞在するっていう方も多いので、必要なときに必要な場所が空いてなければ意味がないので、もしかすると、ご本人が運転する方以外の方は、一時的に乗り降りだけ使えるっていうことで常に空けておいてっていうような活用を、もしかしたら考えたほうがいいのかもなっているのが、ご意見としてお願いしたいと思います。

## 永田会長

はい。様々な課題を挙げていただいているかなというふうに思います。

すぐに罰則って難しいかもしれませんが、ただ皆さんにお願いベースで、きちんと使っていただけるかというところもあってくるかと思います。

どのようにこれを、ある意味できちんと使う必要がある方が使えるように、特に、先ほどもありましたように、車椅子を使う方はやはり、かなり必要度が高いということになりますので、そのあたりどういうふうな設計をする等より、そういったところの不安なく、皆さんに導入に前向きになっていただけるのかということころは、また議論、検討いただければというふうに思いながら聞かせていただきました。

その他よろしかったでしょうか。

## 世良委員

公募委員の世良です。たびたびすみません。ゆっくり話します。

前回は発言したんですが、愛知県は後発県ですよ。もう、隣県で三重県でも岐阜県もやってるわけですから、前回何を発言したかという、そういう問題点をクリアして愛知県なりのオリジナルを作ってくださいねというふうに申し上げた。その発言記録残ってると思います。

今日、どなたかご発言なさった中で、他県の参考にしていますという質問にちょっとがっかりしました。

他県の真似ではなくて、ちょっと言葉悪いけど猿真似ではなくて、他県で問題となっていることをきちんと解決して、それを、後発県だからこそやることによって、パラリンピックで堂々と胸を、愛知県はしっかりやってるんだってことが証明できると思います。

ただ、よそでやってるから、同じようなことを問題があるのに関わらず解決しないままやったところで、何の意味もない、利用者にとってむしろ気の毒になるだけだと私は思いますので、そこをもう一度ですね、しっかりと、洗い直していただきたいと思います。以上です。

## 永田会長

他県がやってるところでの愛知県の導入ですので、そのあたりヒアリングだとかをした上で、検討いただい

てるところもあるかというふうに思います。

引き続き、よりよいものになるようにご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

では、中村委員よろしく願いいたします。

#### 中村委員

愛知県聴覚障害者協会の中村です。私からは、情報保障について質問します。

まず資料1の申請の手続きについてです。今、郵送の申請をして、電子の申請もできる。その2つですよ。もう一つ、実際に、事務局に行って申請する方法は難しいでしょうか。

理由として、多分これをもし、聴覚障害者が利用するってなった場合、若い歩ける聴覚障害者は使わないと思います。逆に高齢の、歩くのが大変な聴覚障害者の人達が使うことになるかなと想像しています。

そうなったときに、もし郵送した場合、紙の申請をもらえるのかということ。もし不備があった場合、また返送されますよね。それになったときにはもうやっぱり面倒になってしまいます。

1回で解決できるためにも、多分、実際に受け付けに出向いて書いて、解決したいというか、手続きがしたいと思います。

対面での申請ができるか、そういう方法を考えてもらっているかどうか、そういう考えを持っているかどうか聞きたいです。

なかったら、それもちよっと盛り込んで欲しいと思います。お願いしたいです。

それからもう一つ、すいません。つまらないと思ったかもわからないですけど、利用証のデザインですけど、アジア・アジアパラのマスコットキャラクターを使うっていうことですね。

もしそれが終わった後は、変えるんですか。そのままそのキャラクターのままの利用証なんでしょうか。それがちょっと気になりました。

もう一つ、案内のお知らせですね。その中に、例えば、やり方とか、どのような制度なのかとか具体的に知ってもらうための文章、またはイラストを使うと思うんですけど、それに加えて手話の動画などが盛り込まれるかどうか、私たちとしては、ぜひ手話の動画を入れて欲しいと思っているので、要望をしたいと思います。以上です。

#### 永田会長

はい。貴重なご意見ありがとうございます。

手続きができるだけ簡単に整理できるようにだとか、手話の動画を入れて欲しいとかとても重要なご指摘もあったかと思います。

事務局の方からお願いいたします。

#### 障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

今大きく3点、ご質問をいただいたと思っております。

まず1点目、対面での申請受け付けにつきましては、現状は、郵送か、電子申請の2点を考えております。

この点につきましては、コールセンターで電話とメールで申請のやりとりをフォローさせていただくことを考えております。委員から懸念のあった部分につきましても、丁寧な説明ができるように努めて参りたいと、まずは考えております。

2点目でございます。

アジアパラのキャラクターを使うという部分につきましては、こちらは、いわゆる初版といえますか、最初に

印刷する部分につきまして、このキャラクターを使わせていただくことを想定しております。

あと、新たに最初の初版の部分がなくなった以降につきましては、来年限り印刷するものに、そのキャラクターが使えるというふうに、アジア・アジアパラ競技大会の事務局からも伺っておりますので、それ以降は違うものになると考えております。

3点目でございます。

手話の説明動画ですが、現状は予定をしておりません。

こちらにつきましても、何かしらご協力いただけることがあればですね、検討させていただきたいと思っております。なかなか、動画を作るというのもですね、ハードルがちょっと高い部分もありますので、何かしらご協力いただける点などありましたら、またご意見いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 中村委員

改めて申し訳ありません。

連絡方法、電話やコールセンター、メールとかで対応していただく場合に、聴覚障害者は、もちろん電話ではできませんし、きこえる人に頼んで電話で、通訳をしてもらうということになります。

メールでの会話でも、メールを送りました、返事をもらいます、その間、時間がとてもかかると思います。

メールを送りました、すぐ返信があるという形が難しいと思います。

耳のきこえない聾の高齢者というのは、そういうことに慣れていない人が多いです。

文章を一生懸命作って送りました、相手が何の意味かわからないような文章を送るような場合もあります。

それに対する質問もさらに曖昧でわからなくなるということで、どんどん繋がらない、伝わらないという混乱に陥っていくのがわかりますので、対面はぜひ入れていただきたいというふうに思っています。

その理由として、情報アクセシビリティ推進法というのがありますが、それが作られて、障害者が自分に合った、コミュニケーションや情報を獲得するっていうための法律であります。それを頭に入れて進めてもらいたいと思っております。

私たち、きこえない人たちが使うための制度でありますので、きちんと私たち一人一人に合った障害の特性に合った受け付け方法を考えていただきたいと思います。

2つ目は、手話の動画について、です。

実は、あいち聴覚障害者センターの中に、県の制度として、内容がわからないときには、こちらの方にどんどん質問が来ます。その質問する場所に聞いてくださいと言っても、きちんと対応されないので、センターの方に相談が集中するということになりますので、きこえない人たちのそういう疑問、相談も、県として責任を持って進めていただいて、そういう意味でも、手話動画で説明をするという方法はいいと思います。

方法として手話動画だけではなくてもいいので、相談しながら、よりよい方法を考えて、一緒に考えていきたいと思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

## 永田会長

重要な指摘で、きちんと利用可能な状態にしていかなければいけなかったり情報がきちんと伝わるというところをどう保障するかというところがあるかと思っております。

いろんな状況も変わってきているところなので、よりよい形で届けられるよう、また当事者団体ともご相談しながら検討を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

内藤委員

利用証が無期限のところは他県で問題が出てないということだったんですけど、これ愛知県としてどうするかというところを、この場の皆さんがどう感じてらっしゃるかというところをちょっと皆さんで、聞いてみるというのはどうでしょうか。私はもういっそ、一旦全員有期限でもいいのかなというふうに思っています。

世良委員

賛成。

内藤委員

そうしないと駐車場整備が進んでいないのに、利用できる方たちが増えることで、とても困る状況がきっと起こると思いますので、一旦手間はかかるかもしれませんが、それだけ大事なことだと思いますので、一旦有期限という形で、この制度のような状況を、様子を見ながらまたそれで改善していくとかっていうやり方もあるかと思うんですが、いかがでしょうか。

永田会長

今、期限のことについては他の委員の先生方のご意見もぜひ聞きたいという内藤委員からのご提案だったかというふうに思います。

ここで決をとるということではなくて、他の委員の先生方、内藤委員からは期限付きということで検討していただきたいと思っている。それが、他の委員の意見はどうだろうかということの投げかけだと思いますけれども。

他の委員の先生方はその期限を設けることについて何かご意見がある方がいらっしゃれば、お聞きできればと思います。

いかがでしょうか。では、大瀧委員よろしく願いいたします。

大瀧委員

愛知県精神障害者家族会連合会の大瀧と申します。

先ほど、内藤委員さんの方の発言からいくと、私個人的にはもう期限を決めるというよりも、何年かモデルとしてやって、そのモデルの中でブラッシュアップして移行していくっていう形の方がいいのかなというふうに感じました。

私個人的には本当はもう、不正に関しては厳罰化と、事業所に対してはその整備の義務化っていうのを、本当はやればいいのかというふうには思ってるんですけど、そこは愛知県のやり方っていうのがあると思いますんで、とりあえずモデルでいろいろ課題を出していくっていうことが必要かなというふうに思います。

永田会長

ありがとうございます。あと1人か2人、もしよければと思いますがいかがでしょうか。

では古家委員、よろしく願いいたします。

古家委員

愛盲連の古家です。

いろいろ意見が出ていましたので、ある程度は私の中でも解釈できましたが、期限付きについては、やはりずっとではどうかとも思います。ただ、また新たに申請するというと、手間もあつたりするので、県ばかりでは

なく、地域で簡単に更新する程度の形はできないでしょうか。

1つ確認ですが、やはり利用者が広がっていくと、結局スペースが全然足りなくなります。いつでも止めれるような気持ちで行っても止めることはできません。

今回の利用者証だけでなく、これを申請していなくても、今まで車椅子マークとして停めていらっしゃった方でしたら、利用者証がなくても、止めることはできるのでしょうか？

第三者から見て、その利用者証以外でも止めれる何かがあるのでしょうか。

今まで停めていらっしゃった方は、利用者証がなくても大丈夫ですよというものなのでしょうか。

永田会長

ご意見ありがとうございました。

基本的にはその証明書を多分提示をいただいた形で駐車していただくんですけども、これまでのように他の方が停めていても罰則規定はないのでというふうなことかと思いますが、事務局の方、そのあたり再度確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

はい、ありがとうございます。

利用証はあくまで利用証でございます。

許可証とはまたちょっと違うものですから、それがないと、止められないということにはなりません。

ただし、今、事業者の皆様に対しましても、他の県民の皆様に対しましても、これからは制度が導入された暁にはですね、そちらの駐車区画を利用される際は、利用証の掲示をお願いします。また、もし掲示をされてない方がお見えでしたら、この制度は愛知県で始まりました、この点につきましては、必要な方が使われる駐車スペースですので、ご遠慮くださいと。また、必要な方におかれましてはぜひ申請の方をしてくださいと、そのように案内をさせていただいていくつもりでございます。以上です。

永田会長

はい。ありがとうございます。

先ほどありました、時限をつけるモデルとして実施するということに関しましては、県の方でも、またいろんなご意見を聞きながら、どういう形で導入するかについては検討いただくというふうな形で、一旦引き取らせていただくという形ができればというふうに思います。

では事務局の方からお願いします。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

1点無期限ということで今させていただいておりますけれども、これも性善説になってしまいますけれども、先ほど内藤委員からもお話があり、例えば要介護1の方がですね、要支援に軽くなったというようなことがございましたら、その際には、利用証の方を返却していただくように、申請時の交付条件として、記載をさせていただく予定はしております。以上です。

永田会長

はい、ありがとうございます。

多分、利用者が増えることで十分この制度が愛知県で、利用される方にとって、また必要な方にとって安心

して使えるような制度になっていけるのかというご不安が、委員の先生方の方からもあったのかなというふうに理解しております。よろしく願いいたします。

障害福祉課 井上担当課長

すいません、先ほどのご回答でちょっと補足をさせていただきます。

対象者が広がることによってですね、今現在、駐車区画を利用されてる方が使えなくなるんじゃないかという、そういう懸念はもちろん、ご承知はしております。

ただ、今現在の車椅子マークのついた専用駐車区画についても、ご存じだと思いますが、車椅子マークだけの方を対象にしてるわけではなくて、他に今回このご提案させていただいたような方も、そもそもバリアフリー法上の対象の駐車区画に制度上含まれております。今回の制度の目的は、そこを新たに任意のプラスワン区画ということで広げていただいて、より使いやすくしていただくものです。

それで利用証を配ることによって対象を明確化して、外から見てもわかるようにするというので、考えて作られた制度でありますので、当然ですけど、今現在の車椅子マークの駐車場だけではなくて、今事務局の方で、新たな設置についていろんな企業とかにお願いをしている最中でありまして、そこをどんどん増やしていくことによって、より使いやすくなる制度だというふうに認識しておりますので、そのようにご承知おきいただければと考えております。以上です。

永田会長

こういったスペースが増えること、またこういう制度ができることがきっかけになって、いろんな理解が進んでいくということもあるかと思えます。よりよい形で、これがこの事業が進めていけるよう、引き続き検討をお願いできればというふうに思っております。よろしいでしょうか。

世良委員

議事進行に関する意見でもいいですか。

永田会長

議事進行の話ということでしたら、報告事項の後でもいいですか。

世良委員

はい。

永田会長

では最後の方に回させていただきたいと思えます。

この件に関するものに関しては、他にご意見よろしかったでしょうか。

では、まだ報告事項が残っておりますので、そちらが終わった後、世良委員の方から議事進行に関してのご意見をお伺いしたいというふうに思えます。

では一旦こちらの議題については終わらせていただいて、次の方に移らせていただきたいというふうに思います。

## 15 報告事項 強度行動障害の状態にある人への支援について

永田会長

では報告事項に移らせていただきます。

報告事項の1番目、強度行動障害の状態にある人への支援について、事務局から説明をお願いいたします。

障害福祉課 療育支援グループ 花村課長補佐

障害福祉課療育支援グループの花村と申します。着座にて失礼いたします。

資料の2をご覧ください。

こちらは、今年度に入り、県内関係機関や関係者に強度行動障害支援に係る現状や課題等についてヒアリングを行い、その結果を踏まえ、強度行動障害の状態にある人への支援に係る今後の方針案を論点と項目ごとに示したものでして、本日御意見をいただきたい事項であり、今年度から5年程度かけて、市町村を核とした地域支援体制の構築を計画的に進めていくというものです。

まず、一番上の「現状把握」の項目を御覧ください。右の欄「現状と課題」にあるとおり、強度行動障害の状態にある人の人数、支援ニーズ、困りごと等が分からないという課題があり、今年度に本人及び家族対象の実態調査を実施しております。今後の方向として、右の枠内にありますように、さらに強度行動障害の状態にある人の現状や課題の把握を進めていくべきと考えております。

次に、「地域のリーダーとなる中核的人材の不足」の項目を御覧ください。今年度から、利用者の方の支援に困っている事業所へ伴走型コンサルテーションを行っているところです。なお、コンサルテーションを行う民間アドバイザーは、中核的人材研修を受講しただけでなく、研修のトレーナー（講師）やサブトレーナー（講師の補佐）として広域的な支援に取り組むことができる人材です。現状と課題としましては、中核的人材に該当する者は、現在、県内に民間アドバイザーの4名しかおらず、さらに圏域で偏りが見られていること、また、強度行動障害の状態にある人は環境の変化に弱いため、新たに受け入れる事業所が支援方策に苦慮していることが挙げられます。

次に、「支援者の人材育成」の項目を御覧ください。強度行動障害の状態にある人の御家族は、医療より福祉サービスを望むことが多い、グループホームについては、数としては増えているが、事業所において職員の人材育成にかかる時間がなく、質が十分でないという課題があります。ここには記載がありませんが、県では人材育成の取組については、令和2年度から強度行動障害支援者応用研修を実施しているところであります。右枠内のとおり、今後は、中核的人材及び支援者の育成を進めていく必要があると考えております。

次に、「事業所の環境調整」の項目を御覧ください。強度行動障害の状態にある人による事業所への破壊行動に対して、修繕に事業所がなかなか対応できないという課題があります。東京都の調査によると、8つの府県が施設に対して何らかの施設整備補助を実施しています。この現状を踏まえ、右枠内のとおり、今後は強度行動障害の状態にある人の受け入れを促進していく必要があります。

最後に、「実態調査に基づいた課題整理」の項目を御覧ください。地域で強度行動障害の状態にある人等を支援していくことができる体制を構築していくことが望ましいのですが、各地域で状況は様々です。本県は、今年度実施する実態調査によって地域ごとの課題を整理し、それぞれの地域でどのように支援に取り組んでもらうのか検討する必要があると考えております。右枠内のとおり、今後は、地域における強度行動障害の状態にある人の支援体制整備を促進していく必要があります。

また、関係機関等にヒアリングをした結果、「地域における事例や目的の共有」「福祉、障害分野だけでなく重層的体制の整備」「顔の見える、相談できる関係づくり」が求められていることが分かりました。そこで、

右枠内のおり、地域における強度行動障害の状態にある人の重層的体制整備を促進していく必要があると考えております。

説明は以上になります。

永田会長

はい、ありがとうございました。

報告事項として、現状の強度行動障害の方への支援についての現状と課題をご報告いただき、今後進めていただく施策について、ご報告をいただいた形になります。

こちらについて何かご質問・ご意見ありましたらよろしく願いいたします。

では古家委員、よろしく願いいたします。

古家委員

はい。愛盲連の古家です。

この強度行動障害の状態にある方の支援としては、やはりチームワークが重要かと思えます。この事業所が無理なら別の所…、というわけにはいかないと思えます。

また、ご家族の方が、医療よりも福祉のサービスを希望されるという表現がありましたが、強度行動障害の状態にあるという表現ということは、病名ではないと思えますが、ここでの医療とは何をするのでしょうか。

永田会長

はい、ご質問は強度行動障害について、医療的な治療が必要な場合と生活面での福祉ということになってくるかと思えますが、おそらくこれの、意図だとかについてのご確認だったかと思えます。

事務局の方から回答できますでしょうか。

障害福祉課 療育支援グループ 花村課長補佐

はい。ご質問ありがとうございます。

強度行動障害の状態にある人への支援にはチームワークの支援が必要だというご意見がありましたが、国の方でも、そういった方向性は示しておりまして、今年度県で実施しております、伴走型コンサルテーションも、事業所だけで解決できるものではないので、地域にこういう強度行動障害の方がいらっしゃって、こういう支援をすると適切だということを地域で情報共有して支援していくことが大事だと思っておりますので、伴走型コンサルテーションも、市町村を通じて申し込みをいただきまして、事業所の方も、施設の管理者やサービス管理責任者の方を対象としたチームを作っていただいて、利用者の方の適切な支援を、アドバイザーさんと共に検討し、実践、評価、見直しをチームで取り組んでいただいて、市町村、相談基幹支援センターの方に入っただいて地域で対応していく仕組みで今実施をしているところであります。

また、強度行動障害の状態にある人は、医療で何をするのかという意見がありましたが、常に強度行動障害の状態が現れているわけではないけれども、その強度行動障害の状態が表われて、家族のどなたも対応が困難といったときに、病院に入れていただいて、そのひどい状態のときを預かっていただく場合があります。

病院に入れられるのではなく、そういう状態になったときも、施設で落ち着くような支援により対応されることが望まれている状況が把握できたところであります。

説明は以上になります。

永田会長

はい。ご説明ありがとうございました。

医療と福祉の連携がかなり必要な状態像だというふうに思いますので、今後もチームでということもありましたけれども、連携のあり方をきちんと構築いただけるように検討を続けていただければというふうに思っております。

では中村委員、お願いします。

中村委員

愛知県聴覚障害者協会の中村です。

強度行動障害という言葉は、いつから出たか私はちょっとわからないんですけど、その中に、人材育成の現状や課題の中で、環境の変化に弱いことによって書いてあるんですけど、それはちょっと意味が違うと思ってるんですけど、環境の変化に弱いのではなくって、その環境が、強度行動障害の人たちに合っていないんだと思います。

そちらが整ってないから、そういう障害の人たちが苦しんで暴れたりとか、いろんな行動をとって、自分の伝えたいことをその行動によって伝えているんだと思います。

自分は聴覚障害者です。聾の学校で育ちました。中学までは、口話教育でした。

でも聴覚障害者の中には、知的障害とか、あわせ持っている人もいれば、自閉症をあわせ持った人もいます。何人かいます。

中学までは口話だけで教育を受けたので、重複の障害を持つ人たちは、口話も難しいです。書くのも苦手な人が多いです。伝える方法がなかったです。

ですから、暴れて、自分の言いたいことが言えなくて、髪の毛を自分で抜いてしまうぐらいの人もいました。

そういうのを見てきました。

高校からは、手話を獲得できる高校だったので、重複障害の人たちは、高校で手話を知って、手話を覚える。それから、そういう行動がなくなりました。

なので、聴覚障害者の場合は、コミュニケーションの面が特に大事です。

この調査の中に、例えば、聴覚障害者の重複している強度行動障害を持っている人、それも含まれているかどうかを知りたいです。

もし含まれてなければ、範囲を広げて調査を続けてもらいたいと思います。以上です。

永田会長

はい。貴重な意見ありがとうございました。

環境との兼ね合いの中で、いろんな伝え方の中の1つが行動となって出てくるところもあるかと思えます。

先ほど、調査の対象に聴覚障害の重複障害の方も含まれていたかというふうな確認がありましたが、それらについて事務局の方わかりますでしょうか。

障害福祉課 療育支援グループ 花村課長補佐

今回の調査の対象ですが、市町村が把握しております強度行動障害と判定される点数に当たる方を対象としておりまして、聴覚障害の方も対象となっております。

永田会長

今後また、5年後に向かって検討がされると思いますので、そういった方が網羅できるような形で検討いただければというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

では浅野委員、よろしくお願いいたします。

浅野委員

育成会の知的障害者の親の会の浅野です。

強度行動障害は、まず治らないという前提でちょっとお話をさせていただきたいんですけど、事業所環境整備っていうのは、実際のところ、強度行動障害を持ってる子供さんは、今岡崎なんですけど、グループホームはあるんですが、この強度行動障害を持っている子を受け入れてくれるグループホームは数少ないです。

それは、ここに書いてもらったんですけど、壁を壊したり、ガラスを割ったりするのが、こういう子が多いです。

ここを受け入れてもらうには、私たちの仲間の方も、グループホームの部屋のお金を出してもいいので、この部屋を叩いたり、何かしても壊れないように、私はお金出してもいいので、ぜひしたいと。

それでも、それを受け入れてもらえるようなグループホームを作ってもらいたいと思います。

強度行動障害の子を知的障害、精神障害のくくりから少し離してもらって、グループホームでもそういう子を受け入れるような部屋を作ってもらいたいなど。

そこに予算をつけて、これはお願いですけど、そしたらそこに、人材育成もそうなんですけど、その子が入る部屋がないんですね。この子を抱えてる親は本当に大変な状況にあります。

今ここで話してる僕も、うちは違うのでまだいいんですけど、もうそういう話は、去年から実は問題になって、グループホームにもお願いしてたんですけど、ちょっとぼしかったので、私から出してもいいので100万でも部屋作ってよってお願いされたんです、事実。

でもちょっと今状況が変わってしまいましたので、今どうしてるかなって言ったら、また新しくなったのもう話はしてないけど、本当にお母さんが大変で、あちこちホームセンターをまわったり、ウレタンとかなんかも、これならうちの子が叩いてもけがしないかな、部屋壊さないかなとかいうこと本当に真剣に考えて、もうすぐ汗をかいているのが現状ですので、何とかこういう子たちが入れるグループホームを作っていただきたいなと思ってます。これお願いだけです。

永田会長

はい、ありがとうございます。

他府県では補助金が施設整備に出てるということでもありますので、また愛知県の方でもどういふふうな形のバックアップができるのかということについては検討いただければと思います。

では黒川委員、よろしくお願いいたします。

黒川委員

愛知県精神障害者家族会連合会の黒川です。

この強度行動障害のくくりについて、少し教えていただきたいことがありますので、質問させていただきます。

先ほどの方のお話にもありましたが、要するに、この病気の状態が1番強く訴えられたのは、歴史的に知的の世界が初めてだと思うんですね。今は状況が随分変わってきて、その精神障害の中でも、この強度行動障害の話題が大きく出て、特にこの数年の間に出てきている。

また、発達障害の部分でも強く訴えられるようになってきていると、こういうふうに、非常に裾野が、この言葉

が書いてある通りですね、強度行動障害の状態にあるっていう、この文章に書かれてありますけど、この状態を示しているわけで、単一のこの病気の症状ではない、疾患ではないということですよ。

なので、私は、このアンケートをするときに、いわゆる事務局におかれましては、十分な事前準備、そして、設問をどこに向かって母集団をどうやって選定するんだということですよ。

それから、伴走型コンサルテーションの内容のところの対象に、ちょっと状況は違いますが、違う項目ですけど、ここの中で謳われていることはどういうことかっていうと、強度行動障害判定基準20点以上の子供が在籍し、その方の支援にお困りの事業所に対して、こういう支援を、コンサルテーションの支援をしていく計画を立てられると。

ここで言われているのは、いわゆる古い形の強度行動障害の子の説明ですからね。子供っていうことは、児童が18歳未満っていうことですからね。今は、いろんなところの講演会でやっておりますように、大人の発達障害の対処の仕方、統合失調症のいわゆるクライシス時における対処の仕方、そのときの部分的な状態というのは、ここで言われている強度高度障害とほぼイコールの状態になつてくるわけですよ。

だから、そういう状態をどういうふうに対処していくかと。生まれつきだから直らないんだよと、治療できないんだよということではなしに、やっぱり、その置かれてる環境の改善、あるいは、周囲の理解と対処の手法の習得によって私は大きく改善していきたくて、こういうふうに思います。

なので、結論としまして、この2つほど申し上げたいと思います。

1つは、現状把握のための調査を実施するという場合に、十分に、この場で、揉んでいただきたい。誰に向かって、どういうふうにしてどういう項目でやるんだと、というようなことを明確にして欲しいと、いうことが1つ。

2つ目は、非常にこの強度行動障害という状態の言葉の持つ、このバリエーションっていうんですかね。意味合いが非常に広く受け取られてる時代背景があるので、それを明確に持っていく必要があるのではなからうかと。

その上で、このコンサルテーションの展開をぜひ進めていっていただきたいなとこういうふうに思います。

以上です。

永田会長

はい。ありがとうございました。

この審議会と別の部会でもこの問題については強く取り上げて今後重点的にやっていくというふうなご報告だったかというふうに思います。

実際にいろんな課題を内包していますし、これからの課題になるかと思っておりますので、しっかりまた議論していただいて、またご報告いただければと思います。

では大瀧委員、よろしくお願いいたします。

大瀧委員

愛知県精神障害者家族会連合会の大瀧と申します。

私から1つお願いがあるんですけど、強度行動障害っていうところで、私自身の中で思い描いているのは、その本人さんを取り巻く環境、抑圧だったり不安だったり葛藤、環境的になかなかうまくその人が自分自身の思いを表現できないというところから、このような行動に移ってしまうのかなというところがあります。

その中で、いろいろと支援体制を整備していこうというところなんですけど、私グループホームっていうのはあまり好きじゃないんだけど、何か隔離されてるような気がして、最後の地域支援の体制の整備っていうのがあ

るんですけど、ここで地域の方で支えるために重層的体制の整備ってあるんですが、ちょっとお願いがありまして、やっぱり、本人さんがうまく表現できたりとかするためのSSTなり、そういう教育的な方策と、あとその人を取り巻く環境整備っていうところにもちょっと重点を置いて取り組んでいただきたいなというふうに思っています。よろしくお願ひします。

永田会長

いろんな状態像、いろんな背景があつてのこの多分強度行動障害の状態という書き方になってるかと思ひます。いろんな状況だとか背景に合わせて、細かい支援のことについて検討いただければというふうに思ひておひります。

榎本委員、お願ひいたします。

榎本委員

はい、どうもお世話になります。県社協の心身障害ホーム部会の榎本です。

県の方にお願ひです。

令和9年度からいよいよ愛知県で中核人材を育成していくという、そういうふうになるわけですね。

今現在、国の方の研修でも中核人材を育成している。これが中核的人材っていうのは各事業所に1人、中核人材は配置して、そして、その方がその事業所で起こりうる、いわゆる発達障害の強度行動障害の状態にある方の、みんなで集中的に支援をしていこうという、このような流れでございまして、そのためには広域的人材もしっかりと位置付けていかなきゃいけないということで、そういう体制づくりがいよいよ令和9年からということなので、スムーズな愛知県内における人材育成をお願ひしたいと思ひます。以上です。

永田会長

はい、今後の期待も込めてしっかり取り組んでいただければと思ひます。

事務局の方からよろしくお願ひいたします。

障害福祉課 伊藤担当課長

障害福祉課地域生活支援担当課長の伊藤と申します。

1点ちょっと補足させていただきます。先ほど調査の関係なんですが、本人及び家族に対する調査につきましては、今年度実施しております。項目につきましては、発達障害者支援体制整備推進協議会でご意見を賜りながら作成しまして、今年度、本人とそのご家族に対する支援ニーズとか困りごとを確認するための調査は実施しております。

今調査の結果を集計・分析中でありますので、また今年度中には、それを公表できるという形になっております。以上です。

永田会長

ありがとうございました。

別のところでしっかり議論していただきながら調整をしているということで、またその結果についてぜひ共有いただければと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

では柏倉委員、お願ひします。

## 柏倉委員

私の方からは学校関係なんですけども。

特別支援学校や特別支援学級にも、その強度行動障害のお子さんがいらっやあって、先生方がどう対応しているのか、なかなか苦労されているんですね。

どのような研修が行われているのかっていうと、教職員の研修っていうのは、教育委員会とか、特に総合教育センターなんかは主に行うんですけど、様々な障害別の研修をやってるんだけど、強度行動障害に特化したような人材育成っていうような側面での研修はないんですね。

文部科学省のこの問題が今全国的に、学校においてもですねこういったお子さんの支援ということが今、喫緊の課題になっていて2024年、昨年度から、強度行動障害の児童生徒に対する実態把握を強化しております。

ところが、各自治体においてそういった研修がないことも文科省がよく知っていて、何を言ってるかということ、ここにも出ていますが、要するに、人材養成。福祉側ですね、支援者養成研修に積極的に教職員を参加させてくださいということ言ってるんですね。

本県においてはどうかということ、これちょっと教育委員会との話で、特殊教育総合連携協議会の会長もやってるもんですから、教育委員会の方と確認したんですけど、やはりですね、教職員がこういった研修に参加するっていうのは、公務の一環になるので、校長から出張していただきたいというような手続きがあるので、簡単にどうぞという話にはならないので、ぜひこういった支援者養成研修を行う際には、教育委員会と連携をとって、枠を設けて、校長会などからきちっと派遣をしてもらおう。

実際に知的障害の特別支援学校などで、そういうお子さんを抱えて、苦労してる先生が多いので、具体的に数字を上げて、何名参加していただきたいっていうようなことを、県としてぜひ取り組んでいただきたいと思います。以上よろしくお願ひします。

## 永田会長

はい、枠を作った形できちんと必要なところに研修が届くような体制も検討していただければというご意見だったと思います。

ぜひ検討いただければと思います。

古家委員が多分手を挙げていたのではないかと思います。

最後に古家委員よろしくお願ひいたします。

## 古家委員

愛盲連の古家です。

アンケートを今回行うということですが、障害という枠ではなく一般学校へ通っている学生でも、思春期になるとあれやこれやと、爆発することがありますが、これもある意味、強度行動障害の1つなのかなと思えます。やはりこの強度高度障害の状態にあるという方も、思春期あたりが一番多いのでしょうか。年齢別ではどうでしょうか。

学生さんが主なのか、それともそれ以降でも同等なのでしょうか。この年齢別にも、アンケートとっていただけるといいのかなと思ひました。

永田会長

はい、ありがとうございます。

おそらく強度行動障害の定義の問題も多分出てくるかなというふうには思いますが。

障害福祉課 伊藤担当課長

障害福祉課担当課長の伊藤です。

今年度実施しております、本人及び家族の調査におきましては、どのあたりから症状が出始めたか、そういったことも聞いておりますので、また集計をしてから報告したいと思っております。

永田会長

はい、ありがとうございました。

またご報告いただけるということですので、ご報告をこの場でしていただいて、またご意見をいただければというふうに思います。

本日予定をさせていただいていた審議事項、報告事項は以上になります。

## 16 その他

永田会長

ではその他のところで、先ほど世良委員の方から議題の進め方について、ご意見がということだったので、世良委員の方からよろしく願いいたします。

世良委員

公募委員の世良です。

時間が大分押しているところ申し訳ありません。

議事進行、議事について意見を述べたいのですがその前に1つ、今、強度行動障害の状態にある人への支援ということでこれ報告事項でしたので、あえて発言しませんでしたけれども、1つ疑問があります。

これは議事進行ではありませんけれども、論点の2つ目、人材育成・質の向上の1つ目のポチですね。国が示すというところで、県内に4名しか派遣されていないうえに三河圏域に集中しており、尾張圏域の人材が要請されていないって。

これ、大府市って、三河地区ですか。県のホームページもいろいろ調べてみたんですが、知多半島含めて三河とは言いません。

これはどちらか、尾張か三河かって言えば尾張になります。

境川を境にして、もう文化的に歴史的に大府は三河地区とは言えませんので、やはり県が出す資料である以上きちっと推敲をして点検をして、間違いのない不適切な文書が出ないようにしていただきたいと。

まず、この件は意見っていうか、見解がもしあれば、お答えいただければと思います。

永田会長

資料2のところの2ポツ目のところで、県内に4名ということが書いてあるんですが、そのあと、尾張圏域と三河圏域のことが書いてあって、大府が尾張圏域なのでこの表記の仕方が不正解なんではないかというふうなご指摘だったかというふうに思います。

何か事務局の方からもし回答があればということだったんですけど、一言よろしいですか。お願いします。

障害福祉課 伊藤担当課長

はい。三河地域にちょっと多いことを表現したかったもので、委員のお話のとおり、大府は三河なのか、尾張なのかという部分については、今一度資料を確認して修正したいと思います。

世良委員

それでですね、申し上げたいんですが、今日の資料1のこのパーキング・パーミット制度については、1枚目の次第に合わせても、報告事項ではなくて、議題なんです。

あくまで議題である以上、いろんな意見出ましたよね。

で、もちろん聞いていただけたところもあると思うんですが、どのように反映されるのかと。

今日お配りいただいた資料の3枚目、愛知県障害者施策審議会の条例、昭和47年3月29日、県条例6号によりますと、第4条、読みませんけど3項では、議決という言葉が出てきています。

これもし、列挙するわけですけども、同数の場合は議長が決するという、条例で定められているんですけども、もう帰られました内藤委員が、具体的に有期限か無期限かって皆さんの意見を聞くべきだという発言がありました。

それについて私はあえて賛成と、発言をしたんですけどもここは議決をしなければいけないところではなかったんでしょうか。

何のためにこの会議をしているのか、わざわざ皆さん知恵を集めて意見を言ってるわけですから、決して破壊的なことを私も言ってるつもりはありません。

もうなるべく、時間も来てます。

実はこの前ヒアリングか何ですかね、レクに見えたときも、これ1時間で済みませんよってことも申し上げました。多分時間取らないと無理ですよってことを申し上げましたが、残念ながら反映されないまま、結局2時間かかりそうだ。

それで話戻します。運営要領見ますと、第2条の3で、緊急の必要性があるというところを見ますと、この資料1見ますとね。年明けて2月にはもうポスター配布し3月には云々ということですから、もう時間ありませんで、いろんな意見、例えば等級の意見であるとかも出ましたし、それはもちろん好意的に聞いていただけというふうに思いたいんですけども、当然これは議案である以上、過半数をもって決しないと、これは有効な施策になりません。

条例の面から見ても、採決されないまま終わって施行されるとしたら、完全に条例に反することになります。

これ、議事進行のためにも、あえてちょっと厳しいことを意見申しますけど、それについてご意見いただきたい。何ですかね、議論される方は、何て言うんですかね。そうだというか、いや要らないっていう意見もあるかもしれないけれども、あえて意見を投げかけたいと思います。以上です。

永田会長

では時限のことについて、ここで議決を取るべきであったんじゃないかというご意見でよかったですか。

世良委員

はい。賛成か反対か。

意見聞くと、反対だった人が少ないとしても、報告事項と議題は別もんですから、議題である以上きちんと、正式に決するというプロセスを経ないと、この会議はすべて無効であるってことになります。

永田会長

このあたり、事務局の方から回答することができますか。

ここでいろんなご意見をお伺いさせていただいて、大筋の方向性についてはここで審議をさせていただくというふうな理解をしておりますけれども。

事務局の方からの回答をお答えいただいているんですか。

世良委員

公聴会ではないので。審議会なので、当然審議をすべきだということを言いたい。

違いますでしょうかね。以上です。

永田会長

議事の進め方について、事務局の方からお願いします。

条例に基づいてということのご指摘だったかというふうに思います。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

ありがとうございます。

今委員からご質問があった部分、毎回この議題として挙げさせていただいている部分につきまして、この場で議決をとってという形で進めているものではないことは皆さんご承知いただいているかと思えます。

先ほどの内藤委員のご発言がありました意見に対しまして、もちろん賛成という意見で世良委員からもご発言がありました。その点についても、もちろん議事録に残させていただきます。

ただ、会長からも、皆さんにどうでしょうかという意見をいただく中で、それ以上の賛成・反対という意見、古家委員からは、やや否定的な意見としてご発言があったと私は認識しておりますけれども、それ以上の意見はございませんでした。

あの場での対応としましては、会長の方に進行をお預けしてる部分でございますので、そのあとにご発言いただきました、事務局の方でまたしっかり検討した上で進めてくださいという意見をもってですね、進行の方をさせていただいたと確認しております。以上です。

世良委員

同じこと言いますが、この条例で、過半数をもって決すると書いてある以上、プロセスとして、挙手するなりですね、正式に意思表示をする機会を設けなければ、暗黙のうちに誰も発言しないからそれでなし崩しに決まったということになるのは、それはおかしいと。今までそうだったからといって、それが正しい方法ではないと思います。適切な議事進行をお願いしたいと思います。

永田会長

では、事務局からよろしく願いいたします。

障害福祉課 井上担当課長

障害福祉課担当課長の井上です。

ただいまのご質問につきまして、こちらの審議会で、過半数で決議をいただく案件というものはですね、こち

らがそのように設定をしてこの案件については賛成ですか、反対ですかという形で、あらかじめそう設定させていただくものが、この第4条にいう議事に該当すると認識しております。

それで、今回こちらに議事として挙げさせていただいたんですけども、その言葉の使い方とかはありますが、幅広いご意見をいただきたいという意味でこちらにちょっと分類させていただいたものでありますので、先ほどご指摘があった4条に規定する、委員の過半数で決すべきものには該当しないという認識でおります。以上です。

永田会長

こちらについても私の方もまた改めて確認をしてみたいのですが。

世良委員

であればですね、最後に言います。

どちらも報告事項じゃないですか。同じように議論して、意見も言ったし、聞いていただけるところは聞いていただけるんだろうと思いますが、逆に言うと、意に反することも多くあると思うんですね。

ですから、この議事とされたことで、すでにこれは4条の議事に該当すると思います。これ法的な判断をしていただければ。それでもって、該当しないという判断は不適切だと思います。

永田会長

一度、引き取らせていただければというふうに思います。

では、黒川委員お願いします。

黒川委員

委員がおっしゃっていただいている審議会の審議の仕方については、いろいろ進め方があろうかと思えます。

私は、評決をやっていくというよりも、提示された課題について、より効果のある、あるいは、より内容が深まるような討議をしていくということが、大きなことではないかと、こういうふうに思っております。

審議の評決というのは、評決をすべき内容であればそうすべきかと思うんですが、私は今日、本日のこのテーマの中で、十分に事務局の方で勘案して、議事録も送られて参りますので、その中で異論があればさらに話題を進めていくというやり方が一般的、他の審議会に出しても、そういうことではないかなと、こう思っております。

例えば、私が申し上げたような、対象者を精神障害者の等級1級に限定したというような項目について、障害特性を十分に勘案して、公平に考えるならば、2級まで拡大すべきであると。この問題についてはどうなのかということ、はっきりとね、やっぱり事務局の方は回答していただきたいし、愛知県としてね、他の東京都とか北海道とかの事例をちょっと除いて、他の都道府県と連携をとって、共有できるようにということも書いてありますけど、そういうことは、先進的に愛知県が内容的に一番進んでいる、福祉行政として進んでいるような状況を、やっぱりぜひ、旗を掲げていただきたいと、こういうふうに思いますね。

もう一つは、繰り返しになりますが、アンケートをすると、いうのについては、何をアンケート、どうなんのためにアンケートするのか。国のまだわかってないと、そういうのはデータがないという説明がございましたけど、したらやっぱりそこにちょっと、もう少し時間をかけて検討する。

では、その進め方にどうしたらいいかというと、やっぱりZoomですとか、書類でまわして委員の意見を聞

くとかいうような形で、内容を深めていくのはいいのではないかと。

議長、私は思います。

永田会長

はい、様々な意見ありがとうございました。

今日の報告事項は、別のところでも審議をされている内容だというふうにお聞きしていますので、今回はパーキング・パーミットということがこの審議会での審議事項だというふうに理解しております。

先ほどご意見がありましたように1つ1つ、例えばパーキング・パーミットを導入するかしないかということの議決をここで要求されてるわけではありませんし、他にもいくつか細かないろんなご意見がありましたけれども、それについて1つ1つ、ここで賛成か反対か決めていくものではないというふうに理解しております。

今日挙げた意見に関しては、事務局の方でまた検討していただいて、どういう形で検討しましたという結果についてはまた報告をいただけるものというふうに思っておりますので、一旦こちらの方で引き取らせていただいて、本日についてはここで締めさせていただきますというふうに思います。

多分おそらく今日様々な意見がありましたし、お時間も1時間と予定されてたところ、かなり延びたところもあります。委員の皆様方にも、議事の進め方についてご意見ありましたら、また事務局の方にお寄せいただければと思います。

一旦、私の方ではこちらで終わらせていただいて、事務局の方にお返ししたいと思います。

## 17 閉会

障害福祉課 今宮課長

はい、ありがとうございました。

様々なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

本日は大変お忙しい中に、この長時間にわたりちょっと時間もオーバーしまして、ご審議いただきましてありがとうございました。

本日いただきました、多くの貴重なご意見やご提言につきましては、しっかりと事務局で検討を行いまして、施策に反映させて参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また本日ご発言された委員の皆様におかれましては後日、会議録の確認をご依頼いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

以上で、2025年度第2回愛知県障害者施策審議会を終了した。